

学校いじめ防止基本方針

令和7年度 堺市立榎小学校

1. はじめに

いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめを受けた子どもの尊厳を傷つけ、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に深刻な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本方針は、榎小学校に通っているすべての子どもたちが安心安全に過ごせるように、学校だけでなく、保護者の方々や地域の方々と密な連携をとるための「共通理解」を図るために作成されました。学校と家庭、地域の全体で榎小学校に通うすべての子どもたちがよりよい人間関係をつくれるように協力できたらと考えています。

「いじめは絶対に許さない」という強い思いをもって子どもたちの健やかな成長につなげていきましょう。

2. いじめについての定義

本校では、平成25年6月21日に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめの防止や対策を行っております。その中では、

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

と、しています。（いじめ防止対策推進法 第一章 総則より抜粋）

3. いじめ防止への取り組み

本校では、いじめの未然防止のために、以下の取り組みを行います。

①【学習指導】

「自分の願いや思いを表現できる」学級をめざします。

「学力向上による自己充実感」を創り出すことをめざします。

②【生徒指導】

「ルールを守る意識」と「気持ちをコントロールする力」の育成に努めます。

③【人権教育】

「違いを認め合う」・「自尊感情を高める」ための取組を重視します。

④【仲間づくりの取り組み】

「体験活動」や「集団生活」を通して仲間づくりを学びます。

4. いじめの早期発見・早期対応への取り組み

本校では、いじめを早期に発見し、適切に対応するための手立てとして、以下の取り組みを行います。

また、学校だけでは気づけない子どもたちの様子については、ご家庭とも連絡を密にとって、早期発見に努めてまいりたいと思います。

学校

- 個々の児童の様子や行動の観察
 - ・朝の登校時のあいさつ、健康チェック、休み時間の様子、授業中の様子、給食中の様子、掃除中の様子 など
- 「学校生活アンケート」の実施
 - ・学校や人間関係での困り感や抱えている問題をアンケート形式で調査
- 各種教育相談等
 - ・児童からの相談等の記録、個人懇談会や教育相談、職員間での情報交換、 など
- 他者理解やいじめ問題に関する授業の実施

家庭

- お子さんの変化について学校へご連絡いただきたいと考えています。
例えば・・・
 - ◇ 頭痛や腹痛等で学校に行きたがらない。
 - ◇ 元気がなく、イライラすることが多い。
 - ◇ 物事に対して投げやりになることが増えた。
 - ◇ チック症状や睡眠時にうなされる、寝つきが悪いなどの症状が急に現れた。
 - ◇ 原因不明のけがや痣のあとがある。
 - ◇ 何かに悩んでいる様子ではあるが、聞いても答えない。ふさぎ込んでいる。
 - ◇ 自分より小さい子や小動物などに対して、攻撃的・暴力的になることがある。
 - ◇ お金を頻繁にねだる。家のもの（お金）が無くなる。 など

いじめの早期発見への取り組み事例 「学校生活アンケート」

本校では、子どもたちの悩みや相談をする機会として、学期に1回の「学校生活アンケート」を実施しています。また、「いじめに対する意識調査」を実施しており、子どもたちが「いじめ」に対してどのように考え、感じているのかについてのアンケートを実施しています。

5. いじめへの対応について

「4. いじめへの早期発見・早期対応への手立て」より、「いじめの疑いがある」と判断された際は、学校内の「いじめ対策委員会」にていじめ事案にかかわる情報を精査し、今後の被害児童保護者への支援や加害児童への指導又は保護者への助言の方針を話し合います。

6. いじめによる重大事態について

① 「重大事態」の意味

法第28条の定義する「重大事態」とは、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を言います。ただし、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たるものとする。

（ア） いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

（イ） いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速な調査に着手することが必要である。

7. いじめ解消までの流れ

本校にて、いじめの事実が認められた際、いじめ解消に向けて教職員全員で取り組んでいきます。ここでいう「いじめの解消」とは、

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）、
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の2つが満たされている状態をいいます。また、これらの要件を満たしていても、事情に応じ、他の事情も勘案して判断します。

また、いじめの状況が一定の限度を超えると判断したとき（特に、暴力や恐喝などの犯罪行為に当たるようないじめ等）やいじめを繰り返すときには、教育委員会や子ども相談所、警察などの関係諸機関への協力を求めます。

具体的な解消までの流れの例を以下に示します。

児童又は保護者からの相談

教職員による発見

関係児童への聞き取り

いじめ対策委員会

メンバー

学校長 教頭 生徒指導主任 当該学級担任 当該学年主任
養護教諭 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

いじめの認定

被害児童への対応及び加害児童への指導

被害児童及び加害児童保護者への連絡

職員会議等での共有

対象児童の観察

教育委員会

子ども相談所

警察 など

関係諸機関

8. いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会では、児童又は保護者からの相談や教職員が発見した事例に対して、関係児童等から聞き取った内容をもとに、「いじめの事実が確認されたか」、「加害児童への指導方法等の検討」、「被害児童への支援方法等の検討」、「いじめ未然防止への取り組みについての検討」などを行います。

【参考資料】

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日） 概要 【文部科学省】

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/21/1400030_001_1_1.pdf

- ・いじめ防止指針（平成18年3月） 【大阪府】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

- ・堺市いじめ防止基本方針 【堺市】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime_boshi/mizenboshi.files/kihonnhousinnkaitei.pdf

<児童のための相談窓口>

- ・電話教育相談こころホーン 072-270-5561 24時間365日
- ・面接相談
- 電話予約 ソフィア教育相談 072-270-8121
- ふれあい教育相談 072-245-2527
- ・学校教育部生徒指導課 072-228-7436
- ・ネットによるいじめ相談
「堺市 STOP ネットいじめ」にアクセス